

九州航空宇宙開発推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は「九州航空宇宙開発推進協議会」(以下「本会」という) (英文名 Council for the Promotion of Aerospace Development in Kyushu)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、わが国における航空宇宙開発の促進、当地域における航空宇宙関連産業の振興、宇宙開発拠点の形成、関連実験・試験・研究・訓練機関等の建設誘致等を促進して、地域産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政府等に対する要望事業
- (2) 調査・研究事業
- (3) 航空宇宙関連産業、宇宙環境利用産業等の域内誘致事業
- (4) 航空宇宙開発に関する普及・啓発事業
- (5) その他必要な事業

(会 員)

第4条 会員は、本会の趣旨に賛同するもので、次のとおりとする。

- (1) 正会員(地方公共団体、経済団体及び企業等)
- (2) 特別会員(学識経験者等)

(入 会)

第5条 会員になろうとするものは、あらかじめ入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める規定により、会費を納めなければならない。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 25名以内

監 事 2名

2 会長、副会長及び監事は総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は予算の適正な執行を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を防げない。

- 2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の仕事等は役員に準ずる。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、議長は、会長がこれに当たる。

- 2 総会は、年1回会長が招集して開催し、次の重要事項を審議・決定する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の変更
 - (4) 会費に関すること
 - (5) 解散、残余財産の処分
 - (6) その他会長が特に重要と認める事項
- 3 総会は、会員の2分の1以上出席により成立する。但し、当核議事について、書面をもって、あらかじめ意志表示をしたものは、出席したものをみなす。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第12条 会員の総会における議決権は各1個とする。

(幹事会)

第13条 本会に、幹事会を置き、幹事長及び幹事には、会長が指名した者が当たる。

- 2 幹事会は、幹事長が招集し、総会で決議した業務の執行に関する事項、その他会長が必要と認めた事項について、審議・実施する。

(専 決)

第14条 会長は、急施を要する事項又は軽微な事項については、総会にはかることなく、幹事会の議を経てこれを処理することができる。

- 2 前項の事項のうち重要なものについては、次の総会においてこれを報告し、承認を求めなければならない。

(予算及び決算)

第15条 本会の予算案及び決算は総会の承認を経なければならない。

(会 計)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、(社)九州経済連合会に置く。

- 2 事務局に所要の職員を置く。
- 3 事務局についての必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

(付 則)

1. この規約は、平成4年4月30日より発効する。

会 費 規 定

第1条 規約第6条に規定する会費は、次に定める会費の区分に従って毎事業年度毎に納入しなければならない。

- (1) 正 会 員：1口以上(1口は年額10万円とする)
- (2) 特別会員：なし